

## 八戸市中央卸売市場運営協議会会議録

日 時：令和元年 8 月 26 日（月）午後 4 時 00 分

場 所：市場管理棟 2 階 大会議室

出席委員：田中会長、横町副会長、荒巻委員、松橋菊代委員、外澤委員、小山委員、川崎委員、古川委員、畠山委員、佐々木委員、松橋剛志委員、平委員、阿部委員

欠席委員：柳町委員、小笠原委員

事務局：出河農林水産部長、上村農林水産部次長兼農政課長、野沢市場長、久保市場次長、加藤主幹、前田主幹、田端主幹、赤坂主事、獅子内主事

### 1. 開 会（午後 4 時 00 分）

○司 会 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、八戸市中央卸売市場運営協議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます、管理事務所の獅子内と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

まずは、運営協議会委員に変更がありましたので、御報告させていただきます。八戸市園芸協会の木村委員が 4 月 1 2 日をもって辞任しておられます。八戸市園芸協会からは、新たに松橋剛志会長を御推薦いただき、5 月 3 0 日に委嘱状をお渡ししたところでございます。

また、本年 4 月 1 日付け人事異動により、事務局に変更がありましたので、紹介をさせていただきます。市場次長の久保 伝でございます。主幹の前田 英里でございます。主事の赤坂 裕輝でございます。以上、職員の紹介でございました。

続きまして、本日の出席状況について御報告申し上げます。本日は、柳町委員、小笠原委員が、御都合により御欠席でございますが、15 名中 13 名の委員に御出席いただいております。

よって、運営協議会規則第 4 条第 2 項の規定により、会議が成立することを御報告いたします。

### 2. 会長挨拶

○司 会 それでは、はじめに、田中会長より御挨拶をお願いいたします。

○会 長 本日、皆様には、大変お忙しい中、八戸市中央卸売市場運営協議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。さて、次第にございますように、本日は、「令和元年(1 月～7 月)八戸市中央卸売市場取扱高実績について」及び、「八戸市中央卸売市場条例の改正について」「八戸市中央卸売市場条例改正の方向性について」が案件に上がっております。委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただくとともに、議事のスムーズな進行に、御協力くださるようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司 会 ありがとうございます。

### 3. 協議案件

○司 会 それでは、協議案件に移らせていただきます。会議の議長は、規則第 3 条第 3 項の規定により、田中会長をお願いいたします。

○会 長 議長を務めさせていただきますので、議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、案件1「令和元年(1~7月)八戸市中央卸売市場取扱高実績について」事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは、平成31年の1月から令和元年7月までの八戸市中央卸売市場取扱高実績について、御報告させていただきます。着席して、説明させていただきます。それでは、会議資料の1ページをお開き願います。1ページは青果部の実績でございます。1. 取扱高でございますが、1月から7月までで、開市日数は、146日ございました。その間の取扱数量は、54,811トで、前年比は103.1%、金額は、113億4千614万円で、前年比は90.9%となっております。2. 月別取扱高の表ですが、野菜、果実、その他の区分ごとに、上段が各月の取扱数量と前年同月比、下段が取扱金額と前年同月比を記載しております。野菜・果実などの区分ごとの合計で見ますと、野菜は数量で前年比102.1%、金額で前年比89.3%、果実は数量で前年比109.8%、金額で前年比97.3%加工品や卵などのその他では、数量で前年比98.8%、金額で前年比99.0%となっております。次に、3. 入荷及び価格の状況については、資料のとおりとなりますので、割愛させていただきます。

続きまして、資料の2ページをお開き願います。花き部の取扱実績について御報告いたします。

1. 取扱高ですが、1月から7月までで、開市日数は、141日ございました。その間の取扱数量は、770万3千本で、前年比は92.8%、金額は、6億4千215万6千円で、前年比は98.3%となっております。2. 月別取扱高の表ですが、切花、鉢物、その他の区分ごとに、上段が各月の取扱数量と前年同月比、下段が取扱金額と前年同月比を記載しております。切花・鉢物などの区分ごとの合計で見ますと、切花は数量で前年比93.1%、金額で前年比98.3%、鉢物は数量で前年比94.9%、金額で前年比101.9%観葉植物や苗物などのその他は、数量で前年比89.5%、金額で前年比96.4%となりました。次に、3. 入荷及び価格の状況については、資料のとおりとなりますので、割愛させていただきます。以上で、取扱高実績の報告を終わります。

○会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありましたが、御意見・御質問があればお願いいたします。

○会長 では、取扱高実績につきましては、これでよろしゅうございますでしょうか。それでは、案件2に参ります。案件2「八戸市中央卸売市場条例の改正について」事務局から報告をお願いします。

○事務局 管理事務所の加藤と申します。よろしくお願いたします。それでは、私からのうほうから、案件2「八戸市中央卸売市場条例の改正について」御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。運営協議会案件2の資料「八戸市中央卸売市場条例の改正について」(消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について)を御覧下さい。消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、取引と使用料に係る規定について改正を行うものでございます。なお、消費税に関係する条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定でございます。

1. 改正の概要について御説明いたします。今回の消費税の改定では軽減税率制度が導入されており、消費税率はすべてが10%ではございません。取扱物品ごとにはことに伴い、取引に係る消費税に関するものは、第55条第4項の「卸売をした物品の相手方の明示及び引取り」、第60

条第3項の「卸売予定数量等の報告」、第63条第1項の「仕切り及び送金」、第66条第1項の「買受代金の即時支払義務」の規定にある100分の8を消費税額及び地方消費税額に改正するものでございます。また、第64条第1項の「委託手数料の率」に規定してある委託手数料及び、第76条「使用料」別表第4に規定してある市場使用料の額については、軽減税率対象外であるため、委託手数料及び使用料に乘じる数字を100分の108から100分の110へ改正するものでございます。3. 施行期日ですが、令和元年10月1日でございます。以上で、案件2の説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正ということで、事務局から御説明がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。それでは、改正の内容については、このように進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、次に案件3「八戸市中央卸売市場条例改正の方向性について」でございます。事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、案件3 八戸市中央卸売市場条例改正の方向性について、まず、卸売市場法の概要について御説明させていただきます。卸売市場法は、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することにより、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るという考えから、昨年6月に改正されました。主な内容といたしましては、開設主体の定めや開設区域による認可、卸売業者への許可制度、せり人についての規定は定められておりません。農林水産大臣は、共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場として認定・公表し、指導・検査監督します。なお、改正法に定めのない規定について検討し、改正法に合わせた条例及び施行規則の改正が必要となります。現在までの当市の対応については2のとおりでございます。

続きまして3. 改正法に定めのない業務の方法についての説明させていただきます。(1) 業務許可等の表を御覧下さい。現状では、市場で業務を行う卸売業者仲卸業者におきましては法で規定があり、売買参加者や関連事業者についても国の規定例に合わせて条例を規定しております。表のとおり、市場内で業務を行う卸売業者には国から及び仲卸業者関連事業者には市長より業務許可を受け、市場施設の使用指定・許可を受けることが規定されております。また、せり等の市場取引に参加する売買参加者におきましては市長による承認を受けることにより卸売業者との取引に参加することができることが規定されております。改正法では開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を求められていることから、市場内の取引の秩序維持のため、卸売業務につきましては卸売業者への市長による業務許可を新設し、仲卸業者に対する業務許可及び売買参加者への承認は継続規定としたいと考えております。これにより、当市場に参加する卸売業者、仲卸業者、売買参加者は現行どおり制限が課されます。なお、卸売業者及び仲卸業者への業務許可は現行の関連事業者とおなじく業務許可は5年更新制したいと考えております。なお、許可・承認の要件についても、それぞれの現行の基準を基本として考えております。つぎに(2) せり取引業務についてですが 法改正後の規制はありませんが、公正で効率的なせり取引を実施するため、①せり人の登録及び②せり参加者においても現行どおり規定していく方向でございます。

次に4. 改正法に定めのない規制（その他の取引ルール）について御説明します。(1) の当

市場の現状を表に明記しております。第三者販売におきましては青果部卸売業者より許可申請があったのは仲卸業者又は売買参加者に卸売をした後残品が生じた場合及び他市場卸売業者への当該市場の入荷事情により入手困難な物品の卸売でありいずれも許可しております。次に商物一致の原則ですが、例外規定はありますが両部の卸売会社ともに開設当初より市場内に入荷された商品のみを取引しております。次に直荷引きの禁止についてですが、花き部の仲卸業者4社からは当市場のから買入れが困難なものについて申請があるものについて許可しております。次に自己買受の禁止でございますが、例外規定は設けられておりません。次に(2)「その他の取引ルール」について市場関係者との意見交換会で上げられた意見を御紹介いたします。第三者販売の禁止と直荷により卸売と仲卸のバランスがとれているので、どちらか一方を緩和することはできない。公正な取引環境が確保され、わかりやすいルールであればよい。現行のままでも第三者販売も直荷も要件が合えば許可されている。三大規制(第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致)はつながっているので、抜き出して判断できない。取引の透明性を確保してほしい。現行どおりの取引ができるようにしてほしい。他市場の動向を参考にしてはどうか。自己買受は秩序維持のため規制を維持してほしい。これらを踏まえまして、本市といたしましては(3)のとおり、公正かつ安定的に業務運営を行うための取引規制は維持するとともに、取引の活性化や業務の効率を図るため、売買取引に係る許可承認手続等の緩和及び簡素化に努めていきたいと考えております。なお、3. 改正法に定めのない業務の方法及び4. 改正法に定めのない規制におきましては、現状では案であり市役所内及び農林水産省との協議等により変更をする可能性もございます

最後に5. 今後の予定についてですが、各種会議を必要に応じて開催し条例改正案を作成し、12月にパブリックコメントを実施、来年2月に取引委員会・運営協議会開催し、3月に改正案を市議会に上程し、国に認定申請いたします。以上で、案件3の説明を終わります。

○会長 はい、ありがとうございました。卸売市場法の改正につきまして、八戸市中央卸売市場条例も改正ということで、タイトルにもございますが、これで決まりということではなく、このような方向で議論している最中であるという理解をいたしました。この案件につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、お願いいたします。

○A委員 意見交換会でもあったのですが、他市場の動向について、わかる範囲で教えて頂きたいです。

○事務局 他市場の動向ですが、はっきりしたものはまだ出ておりません。ただ、東京都が示したものでは、今の卸売業者の許可関係では、東京都はしない(使用許可だけ)、あと三大規制及び自己買受については、規制を緩和する方向であるということ聞いております。あと、各市場で連携しましてアンケート調査のような形で各市場の動向をまとめたものがございますが、ちょっと古くて青森市は6月、福井市が5月というようなものではあります。資料はございますので、内容を少し御紹介します。中央卸売市場が全国40都市にあるのですが、八戸市と同じく業務許可を行うところはその中の27箇所が業務許可を行うと回答しております。そう考えると、6月の時点ですが多数派に入るのかなと思います。その他の取引では、第三者販売を規制するところは13箇所、商物一致を規制するところは5箇所、直荷引きを規制するところは10箇所、自己買受を規制するところは8箇所です。ただし、どちらでもないと回答している場合もありますが、このような結果となりました。それからいくと、その他の取引については自由化する市場が多いのかなと考えられます。

○A委員 だいたい情報が出揃うのはいつ頃になるのでしょうか。

○事務局 東京都が示したので、おそらくこれから徐々に出てくるのかと思います。

○A委員 私たちはいつ頃に決めていくのでしょうか。

○事務局 12月にパブリックコメントを募集するので、その前には決めることになると思います。

○A委員 我々卸売会社も業界として情報交換などがありますけれども、市場管理側としても、全国組織で集まって情報交換会をするということはありませんか。

○事務局 全中といたしまして、全国の中央卸売市場の集まりがありまして、その中で条例改正の部会をつくって協議したものがございますけれども、それも結構前のことでして、実際はどこも手探りの状態で行っております。その中で今東京都がある程度固まったものが出てきているというのが現状です。おそらく、これからはその他の大きい都市から徐々に情報が出てくるかと思われます。農経新聞に京都の情報が載っておりましたけれども、京都は業務許可をする、ただし第三者販売と直荷引きは規制するけれども、商物一致と自己買受は規制しない、という内容で記事が出ておりました。なので、各市場で様々だと思います。今までですと、農水省で条例案のような、業務規定案を出して、それに従ってやってきたと思うのですが、今回はそれを農水省のほうでは作らないということでしたので、各市場で色々考えて案を作っているところでございました。

○会 長 それぞれの卸売市場が置かれている現状等に合わせて、それぞれの中央卸売市場判断で今回は条例を改正していくというような考え方だと思います。内容につきましては、あくまでも条例改正の方向性ということではございましたので、これでもって条例改正をするということではないので、方向性についてはこのようなかたちでよろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございました。

#### 4. その他

○会 長 予定の案件は以上となりますが、委員の皆様から、他に何かございましたらお願いいたします。

#### 5. 閉会

○会 長 ありがとうございました。それでは、これで終了いたします。円滑な議事進行に御協力賜りまして誠にありがとうございます。それでは進行を事務局へお返しします。

○事務局 これをもちまして、八戸市中央卸売市場運営協議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。